

## 第二回日本DCD学会学術集会におけるCOI（利益相反）の自己申告について

近年、大学等の教育研究機関や学術団体と企業等の産業界との産学連携が盛んになってきております。しかしその際、公正に行われるべき教育・研究・臨床における責務と、産学連携活動に伴い生じる個人の利益とが衝突・相反する状態「利益相反（conflict of interest : COI）」が不可避免的に発生することが指摘されております。このCOI状態を適切に管理していかないと、学術研究の計画・実施・結果・報告等において資金提供者に有利な偏りが生じたり何らかの不正行為につながったりすることが問題となります。そのため学術学会には、公正で社会的な責務をまっとうした研究、臨床、教育活動を行っていくため、学会会員のCOI状態を適切に公表し管理することが求められています。

そこで日本DCD学会では、当学会に発表される際には筆頭演者ならびに共同演者のCOI状態を筆頭演者に、抄録提出時および学会発表時に公表していただきます。

抄録提出時には発表者全員のCOI状態の有無についてご連絡ください。また、学会発表時には発表スライドあるいはポスターの最初または最後に開示してください。以下の条件に該当するCOI状態がない場合は、「開示すべきCOIはない」という記載を行ってください。

演者が開示する義務のあるCOI状態は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定され、以下の条件に該当するものとします。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職である（1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上）
- ② 1つの企業についての1年間の株による利益（配当，売却益の総和）が100万円以上、あるいは当該全株式の5%以上を所有する。
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料の1つが年間100万円以上ある。
- ④ 企業や営利を目的とした団体から会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）があり、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上ある。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料があり、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上ある。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費があり、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間100万円以上ある。
- ⑦ 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学寄付金（奨励寄付金）があり、1つの企業・団体から1名の研究者に支払われた総額が年間100万円以上ある。
- ⑧ その他の報酬（研究とは直接無関係ない旅行や贈答品など）があり、1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上ある。